

令和8年度
隠岐ユネスコ世界ジオパーク
認定商品 募集案内

募集期間 令和8年8月1日（土）～10月15日（木）【必着】



隠岐の魅力を伝える商品を、応援します

隠岐産の素材や地域とのつながりを生かした商品を認定し、その魅力を広く発信する制度です。

認定されると 商品を通じた発信を、認定後もしっかり支援します



認定商品に表示できる
認定マーク

- 商品に認定マークを使用できます。
- 認定商品を当機構の公式ウェブサイト等でご紹介します。
- 各種キャンペーンやアンケート特典等で活用します。
- 認定商品発信支援助成金に申請できます。
助成率10分の10・上限10万円 ※年度ごとに募集・審査 ※パッケージ制作費等に活用できます。

応募できる商品

次の条件をすべて満たす商品が対象です。

- 応募者が、隠岐郡内に本社または工場を有する企業・団体・個人事業主であること。
- 商品の価値につながる隠岐産原材料を1つ以上使用していること。
- 隠岐郡内で製造している、または対面販売を行っていること。
- 商品と隠岐の自然・文化・地域社会とのつながりを、パッケージ等で伝えていること。
- 地質遺産にあたる岩石・鉱物・化石等を、販売目的で採取・加工した商品ではないこと。

※隠岐産原材料：隠岐で生産・採取された天然由来の材料（鉱物を除く）。

申請書はこちらから
ダウンロード



あなたの商品にある「隠岐らしさ」を、見つめ直してみませんか

いま販売している商品のパッケージやパンフレット、ウェブサイトを、いちど見返してみてください。
素材の産地だけでなく、次のような背景も、その商品ならではの大切な価値です。

- 隠岐の素材を使っている理由
- 地域に受け継がれてきた技術や暮らしとの関わり
- 隠岐の自然を生かした商品の特徴

こうした「隠岐らしさ」が伝わる表現がありましたら、ぜひご応募ください。
表現方法に迷う場合は、事務局へお気軽にご相談ください。

※具体的な考え方や表現例は、「隠岐らしさ」の表現ガイドラインをご確認ください。

主な審査項目

- 隠岐産原材料の活用
原材料が商品の特徴や価値に生かされているか。
- 「隠岐らしさ」の表現
商品と隠岐とのつながりが、パッケージ等で伝わるか。

このほか、商品の内容・デザイン、継続して製造・販売できる見通しも確認します。

提出書類

- 01 認定申請書（様式第1号）
- 02 所在地証明書類の写し
※ 登記事項証明書、営業許可証、確定申告書の控え等
- 03 商品パッケージの写真
- 04 その他の告知資料（任意）
※ パンフレット、販売ページ、SNSのURL等



※審査会に際し、商品サンプルの提供をお願いしております。

応募方法

提出書類を、電子メールまたは郵送でお送りください。

提出期限	令和8年10月15日（木）必着
電子メール	info@oki-geopark.jp 件名：令和8年度認定商品申請（事業者名）
郵送先	〒685-0013 島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四61番地 一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構 認定商品担当 宛

ご応募・ご相談をお待ちしております

申請書はこちらから
ダウンロード

